

発達障がい児・者のための 支援 ガイド

～乳幼児期から成人期までの ライフステージに応じた支援～



久喜市
K U K I

もくじ

1 発達障がいの理解のために	3
2 ライフステージ(年齢)に応じた相談支援の窓口	4
①乳幼児期	6
【久喜市内 児童発達支援、放課後等デイサービスの通所支援施設】	8
②学齢期	11
③成人期	14
3 主な福祉制度	14
障害者手帳制度	15
経済的支援	16
発達障がいに関わる主なサービス	17
4 支援ネットワーク	19
サポート手帳の活用 ～適切な支援を受けるために～	19
仲間をつくる	20
5 相談窓口一覧	20
【久喜市内の主な公共機関】	20
【主な関係機関の相談窓口】	21
【発達障がいについて相談できる近隣の医療機関】	23
「世界自閉症啓発デー」について	24
【政府からの情報】	24

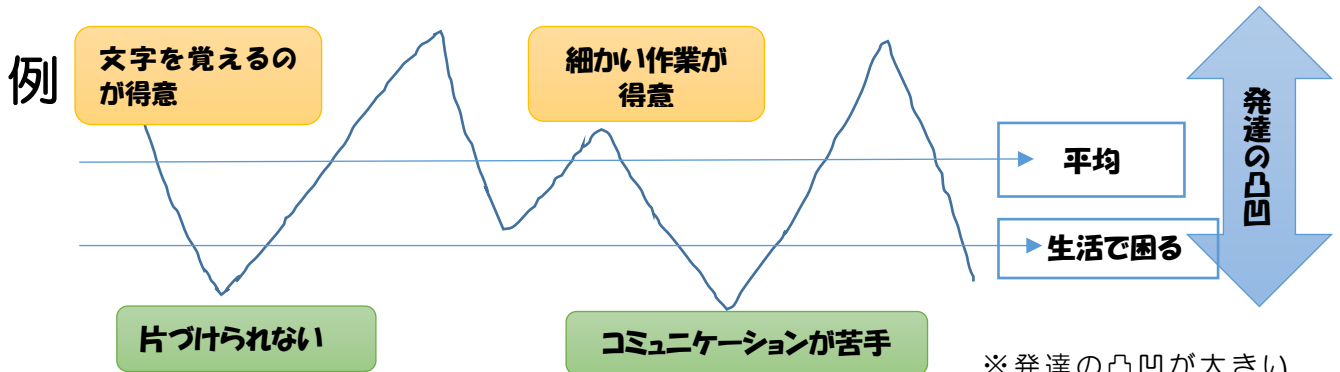


※障がいの「がい」の字は、法律及び特定の組織等以外、ひらがなを使用しています。

1 発達障がい理解のために

発達障がいについて：生まれつき脳の働きの違いにより、発達の進み方に早いところと遅いところ（発達の凸凹）があり、人によって様々な特性が現れます。苦手なことや上手くできないことで、悩みや生きづらさを感じる事が多く、その方にあった過ごし方の工夫や配慮が必要です。

この支援ガイドをとおして、つながり、その方に合った生活のしかたを考えて下さい。



※ 発達の凸凹が大きい程、生活の困り感が増えます。

参考) 発達障害 | こころの病気を理解 | メンタルヘルス | 厚生労働省

日本の動き：

平成17年4月より発達障害者支援法に基づいた取り組みがスタートしています。

発達障害者支援法では、これまで制度の谷間に置かれていて、必要な支援が届きにくい状態となっていた「発達障がい」を、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義し、支援の対象となりました。

この法律は、「発達障がい」のある人が、各ライフステージ（年齢）にあった適切な支援を受けられる体制を整備し、発達障がいに関して国民全体に広く理解されることを目指しています。



それぞれの障がいの特性

- 言葉の発達の遅れ
- コミュニケーションの障がい
- 対人関係・社会性の障がい
- パターン化した行動
こだわり

知的な遅れを伴う
こともあります。

自閉症
広汎性発達障がい
アスペルガー症候群

注意欠陥多動性障がい
(AD/HD)

- 不注意 ● 多動・多弁
- 衝動的に行動する

学習障がい (LD)

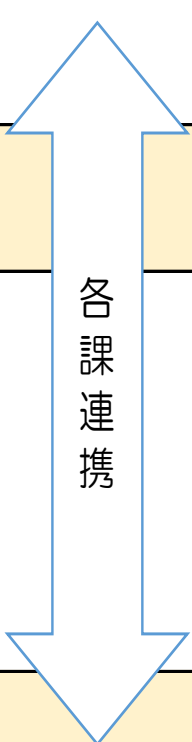

- 「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、
全体的な知的発達に比べて極端に苦手

- 基本的に言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障がい
- 対人関係・社会性の障がい
- パターン化した行動、興味・関心のかたより
- 不器用（言語発達に比べて）

厚生労働省 HP
パンフレット「発達障害の理解のために」参照

2 ライフステージ(年齢)に応じた相談支援の窓口

	0歳～5歳	6歳
妊娠期	①乳幼児期(P6～9)	②学齢期
		教育委員会 (就学)
		障がい者福祉課 (福祉サービス・障害者手帳・自立支援医療(精神
	保育幼稚園課・各行政センターこども未来係 (保育所や幼稚園の入園等に関する相談)	
	こども家庭保健課(家庭児童相談室) ・各行政センターこども未来係・公立子育て支援センター 「ことばのグループ、おもちゃ図書館等」 (発育・発達の遅れ、子育て・親子関係・児童虐待などの相談)	
	こども家庭保健課「乳幼児健診、ことばの相談、発達相談、親子教室等」 (発育・発達の遅れ・健康・医療などについての相談)	
	医療機関(p23)	
	保育所・幼稚園・認定こども園等	小学校
		特別支援
	児童発達支援 (就学前の療育支援) (p7-9)	放課後等 (就学後の
	久喜市障がい者生活支援センター (障がいのあるまたは疑いのあるかたの療育や	

12歳	15歳	18歳	年齢
(p11~13)		③成人期(p14)	ライフステージ段階
指導課 ・ 学校生活に関する相談		 各課連携	市役所の相談窓口
各行政センター福祉係 通院)・障がいに関する相談)			
・ 保健所			 関係機関
中学校	高校	大学・専門学校・通信教育	
学級・特別支援学校			
デイサービス 療育支援) (p7-9)		就労支援センター ハローワーク	
(相談支援事業所) 学校、生活全般の相談) (p17)			
			社会資源

①乳幼児期

お子さんの“ちょっと気になる”を、なるべく早い段階で相談することで、早期から必要な支援を受けることが可能です。こども家庭保健課では、保護者の健康やお子さんの発育・発達など、ご相談内容に応じて必要な支援を一緒に考えます。

*乳幼児期のお子さんの相談はこちら

⇒ **こども家庭保健課(こども家庭センター)TEL 21-1111**


◆乳幼児健康診査（こども家庭保健課）

こども家庭保健課では、医師、保健師等による乳幼児健康診査（4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査）を行っています。ことばの遅れやコミュニケーションのとりにくさなど、気になることがあればお気軽にご相談ください。

◆フォローアップ事業（こども家庭保健課）

個別・集団の療育等により発達を促すために、健診後のフォローアップ事業として、下記の内容で相談や療育支援等を実施しています。

発達や子育てに関する気になること、心配ごとについて専門職等に相談できます。

個別（①③④⑤⑥要予約）		集団（定員あり）
① 乳幼児健康相談（毎月） 【保健師、栄養士、看護師、助産師】 子どもの発育・発達、子育て全般における個別相談を行います。	④乳幼児発育発達相談 【医師又は理学療法士、保健師】 医師等により運動面・精神面の発育・発達状況を観察し助言します。	
② 電話相談 【保健師、保育士、栄養士、ケースワーカー、家庭児童相談員(こども家庭支援員)】 子どもの発育・発達、子育て全般における電話での相談を行います。	⑤ことばの相談 【言語聴覚士、保健師】 言語聴覚士により、ことばの遅れなどの観察を行い助言します。	
③ 家庭訪問 【保健師、助産師、ケースワーカー、家庭児童相談員(こども家庭支援員)】 訪問して子どもの発育・発達、子育て全般における心配ごとをお聞きし助言します。	⑥心理相談 【心理士、保健師、家庭児童相談員(こども家庭支援員)】 子どもの発育・発達、子育て全般の心配ごとに対して、心の専門職から助言します。	⑦ことばのグループ 【言語聴覚士、家庭児童相談員(こども家庭支援員)】 心身の発達に心配のあるお子さんとその保護者に、言語聴覚士から助言をします。(おおむね3歳から就学前まで)

【相談機関】

医療機関・療育機関	実施内容	利用期間
医療機関（P23参照）	発達障がい等の診断・検査・療育等	医療機関により年齢要件あり
保健所	発達、不登校、心の健康等の相談 知能・心理検査等	年齢に関係なく
児童相談所	発達、障がい、子育て等の相談 知能・心理検査等	18歳未満
特別支援学校	障がい、地域資源の相談	就学周辺時期
こども家庭センター （家庭児童相談室） （こども家庭保健課）	育児や子どもの発達、生活習慣、行動 等の相談	18歳未満
相談支援事業所	発達、障がい、地域資源の相談	年齢に関係なく

中核発達支援センター：埼玉県が委託している発達支援専門機関（診療・検査・療育等）

施設名	所在地	TEL
社会福祉法人埼玉医療福祉会 光の家療育センター	入間郡毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-1357
社会福祉法人東埼玉 中川の郷療育センター	北葛飾郡松伏町大字下赤岩 222 番地	048-992-2701
社会福祉法人清風会 福祉医療センター太陽の園	熊谷市津田 1855-1	0493-39-2851

【療育を必要とする方を対象とした通所支援サービス】

◆児童発達支援（P8,9）（障がい者福祉課）

未就学児で、療育を行う必要があると医師から認められた方を対象に、県が指定する通所施設において、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。（市で発行する「通所受給者証」が必要になります）

◆放課後等デイサービス（P8,9）（障がい者福祉課）

小学校就学から高等学校までの、療育を行う必要があると医師から認められた方を対象に、放課後や夏休み等を利用して、日常生活能力向上のための訓練を行いながら居場所を提供します。（市で発行する「通所受給者証」が必要になります）

◆保育所等訪問支援（障がい者福祉課）

医療機関等により療育等が必要と認められたお子さんが、日常生活能力の向上や集団生活に適應できるよう、指定事業所の指導員が保育所、幼稚園、小学校等、乳児院に訪問し、必要な助言・支援協力を行います。（市で発行する「通所受給者証」が必要になります）

◆居宅訪問型児童発達支援（障がい者福祉課）

障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に、発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。（市で発行する「通所受給者証」が必要になります）

◆利根地域療育センター（吉羽1-32-24 子どもデイサービスおおとり園内）（NPO法人あかり：埼玉県委託事業）

内容：発達障がいの特性が気になるお子さんに、作業療法士等によるアセスメント（親面接・発達検査等）や個別療育を行います。

（市が発行する「通所受給者証」が必要になります。）

対象：発達障がいの特徴が気になる就学前から小学校3年生までのお子さんと、医療機関で発達障がいに関するリハビリテーションを利用していない方。（診断の有無に関わらず利用できます）

◆おもちゃ図書館（こども家庭保健課） 会場：ふれあいセンター久喜（2階）

発達に気がかりな点がある、発達がゆっくりなために上手に遊べない、人との関わりが得意でないなどのお子さんに対して、安心して楽しく遊べる場を提供します。また、おもちゃ遊びにより発達を促します。同じ悩みを持つお母さん同士が語り合える場所です。※利用は登録制です。

【久喜市内 児童発達支援、放課後等デイサービスの通所支援施設】

施設名	児童発達支援	放課後等デイサービス	設置／経営主体	所在地	TEL	FAX
久喜市立のぞみ園	○		久喜市／ 社会福祉法人 啓和会	〒346-0024 北青柳 1331	22- 2381	22- 2381
放課後等デイサービス ひなた園 ※		○	特定非営利活動法人 あかり	〒346-0014 吉羽 4-10-1	24- 2060	24- 2759
こどもデイサービス ことり園 ※	○			〒346-0013 青葉5丁目21-1		
多機能型児童通所施設 おおとり園 ※	○	○		〒346-0014 吉羽 1-32-24		
放課後等デイサービス つばさ園		○		〒346-0014 吉羽 1-5-7		
放課後等デイサービス はばたき園		○		〒346-0014 久喜市吉羽 5-4-4		
タイムこどもデイサービス ゆっく	○	○	社会福祉法人 たいむ共生会	〒346-0005 本町 7-7-8	29- 0001	29- 0001
タイムこどもデイサービス りずむ		○		〒346-0029 江面 753	25- 1399	25- 1399
タイムこどもデイサービス かのん		○		〒340-0106 菖蒲町菖蒲 162-1	53- 4484	53- 4484
放課後等デイサービス まこちゃん		○	特定非営利活動法人	〒340-0202 東大輪 400	58- 2044 58- 6790	58- 6790
放課後等デイサービス ステップ		○	誠会	〒340-0202 東大輪 432-1		
放課後等デイサービス カラフル		○	社会福祉法人 誠会	〒340-0202 東大輪 498-4		
多機能型事業所ジャンプ 児童発達支援センター※	○			〒340-0202 東大輪 437-2		
多機能型事業所ジャンプ 放課後等デイサービス※		○		〒340-0202 東大輪 437-2		

放課後等デイサービス モンキーポッド		○	特定非営利活動法人 モンキーポッド	〒346-0038 上清久 512-3	21- 3054	21- 3054
施設名	児童 発達 支援	放課 後等 デ イ サ ー ビ ス	設置／経営主体	所在地	TEL	FAX
おひさま学童クラブ		○	特定非営利活動法人 おひさまクラブネットワーク	〒346-0033 下清久 338-2	24- 0075	24- 0075
シュシュ	○	○	特定非営利活動法人 あどぼ	〒346-0006 上町 25-48	31- 7253	31- 7720
くき学園	○	○	合同会社くき学園	〒346-0013 青葉 1-1-4-110	31- 8120	31- 8231
くき学園 栗原校	○	○		〒346-0012 栗原 2-14-14	31- 8140	31- 8140
くき学園 栗原校第二校	○	○		〒346-0012 栗原 2-4-9 1階	53- 8150	53- 8150
くき学園 青葉中央校		○		〒346-0013 青葉 5-1-4	53- 8150	53- 8150
くき学園 青葉第二校		○		〒346-0013 青葉 3-11-9 1階	44- 8950	44- 8950
くき学園 青葉第三校		○		〒346-0013 青葉 3-20-6	53- 8150	53- 8150
児童デイサービス プラス菖蒲	○	○		SKY ケアサービス 株式会社	〒346-0106 菖蒲町菖蒲 558-1-A	53- 5873
児童デイサービス プラスα菖蒲		○	〒346-0106 菖蒲町菖蒲 558-1-C		31- 7001	53- 5874
こどもサポート教室 きらり 南栗橋校	○	○	株式会社クラ・ゼミ	〒349-1117 南栗橋 1丁目 13-2 サンパティーク103	48- 7505	48- 7505
コペルプラス 久喜教室	○		株式会社 アシストライナー	〒346-0014 吉羽 4-1-10	31- 7077	31- 7079
放課後等デイサービス たいよう		○	ほほえみ介護株式会 社	〒340-0216 鷺宮中央 1-3-1 ワシミヤビル 105	53- 7833	53- 7834
ゆめの音	○	○	一般社団法人歩未	〒340-0206 西大輪 351-2	53- 7708	53- 7708
プロッサムジュニア 久喜中央教室	○	○	トリアスタ合同会社	〒346-0003 久喜中央 1-15-52 笠井ビル 2階	53- 7290	53- 7290
アンダンテ久喜		○	株式会社成美学園	〒346-0014 久喜市吉羽 1-27- 3	31- 6867	31- 6041

※ 保育所等訪問支援事業も行っています。

○本冊子以外に、以下のホームページにも、サービス事業所が掲載されていますので、ご参考ください。

- ・埼玉県ホームページ 障害児通所支援事業所における発達障害児へのサービス提供リスト

「<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0614/jigyousyo.html>」



②学齢期

* 学齢期のお子さんの相談はこちら

⇒ **教育委員会 指導課 TEL 58-1111**



◆就学時の健康診断（学務課・指導課）

翌年度、小学校に就学予定のお子さんに対して、教育委員会で健康診断を行います。特別支援学級や特別支援学校への就学についても相談ができます。

【健康診断の流れ】

9月中旬：教育委員会より就学時健康診断についての通知が届きます。

9月下旬～10月中：就学時の健康診断（指定された学校で受診します）

11月中：特別支援学校の就学について決定

12月中：特別支援学級の就学について決定（延長して相談を継続することもあります）
教育委員会より入学通知書および入学説明会の案内が届きます。

※ 就学先については、保護者と教育委員会で相談し決定します。

◆就学相談（指導課）

特別支援学校や特別支援学級への就学について随時相談を行います。

【面接相談室】

水曜日に久喜市立中央幼稚園内で実施。時間は午後2時45分～午後4時25分

相談員：特別支援教育指導員、ことばの教室指導員、市内小学校教員等

申込み：教育委員会指導課（TEL 58-1111 内線344）

下記のような内容で相談が受けられます。

- ① 性格・行動について：身の回りのことが上手にできない、集中して取り組むことが苦手、集団行動が苦手、人前で話すことが苦手、素直に話が聞けない
- ② 就学について：話し言葉が気になる、発達や身体機能が気になる、特別支援学校をすすめられたが・・・
- ③ ことばについて：ことばの発達に遅れがある、話す時にどもってしまう、発音がはっきりしない
- ④ その他：子どもの状態にあった相談場所・病院などを紹介してほしい、特別支援学級、特別支援学校について知りたい

◆特別支援学校（知的障がい）

小学部・中学部・高等部まで、一人ひとりの障がいによる学習及び生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を身につけるための専門性の高い指導を行います。

学校名	所在地	TEL	FAX
県立久喜特別支援学校 (久喜・鷲宮・栗橋地区)	〒346-0038 上清久1100	23-0081	29-1026
県立騎西特別支援学校 (菖蒲地区)	〒347-0115 加須市上種足888	73-3510	70-1005

◆特別支援学級

小・中学校において、知的や情緒等の障がいのあるお子さんに対して、少人数学級でお子さんの特性に応じた教育を行います。詳細については通っている学校にご相談ください。

◆通級指導教室

小学校において、通常の学級で各教科等は学習しながら、ことばや情緒に関して指導・支援が必要なお子さんに対して、障がいの特性に応じて通級指導教室という教育の場で支援を受けます。「ことばの教室」と「情緒の教室」があります。

教室名	内容	場所	連絡先
ことばの教室	ことばの遅れや発音が心配 (週1時間程度)	市内小学校	通っている学校に相談してください
情緒の教室	コミュニケーションや行動面 が心配(週2時間程度)	市内小・中学校	

◆教育支援センター

不登校で悩んでいる、または学校に行きたくても行けない児童・生徒に、学習支援や教育相談を行いながら社会的自立や学校生活への復帰に向けた支援を行います。

一人ひとりの状態に応じて自主学習や集団学習、体験学習を行います。必要に応じて家庭訪問も行います。

◆特別支援教育コーディネーター

小・中学校には、障がいがある児童・生徒の保護者や担任などから相談を受けたり、特別支援教育の研修会を開催したり、関係機関との連絡・調整の役割を担う教員がいます。

◆教育活動指導員・支援員

小・中学校において、障がいのある児童・生徒に対し、学校生活における日常生活活動の支援や、学習上のサポートを行います。

◆スクールカウンセラー（小・中学校配置）

臨床心理に専門的な知識・経験を有する者が、児童・生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童・生徒の心のケアを行います。

◆久喜市心理専門員

臨床心理士が、未就学児や小・中学校に在籍する児童・生徒、その保護者に対して、学校生活や発達・成長、性格や行動等の悩みの相談を受けます。

◆特別支援教育就学奨励費の支給（教育委員会 学務課、各特別支援学校）

小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校に就学する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学に要する経費の一部が支給されます。

【高等学校の通信教育について】

○通信制高校ナビ

全国の通信制高校・サポート校一覧が掲載されています。（資料請求可）

通信制高校とは、学校教育法で定められた高等学校で、レポート（課題の添削）、スクリーニング（面接指導）、試験（テスト）などを通じて必要な単位を取得します。高卒の資格（学歴）を取得するには3年以上の在籍期間が必要です。

サポート校とは、通信制高校に通う生徒に対して、3年間で卒業ができるよう塾や予備校のように単位取得等を補う場です。通信制高校が併設されていないサポート校の場合、高卒の資格（学歴）が取得できないことがあります。





③成人期

* 成人期の方の相談はこちら

⇒ **久喜市障がい者就労支援センター(ふれあいセンター久喜内) TEL 21-3400**

【障がいのある方の働き方・過ごし方】

種別		内容
一般就労	通常雇用	職場に障がいを開示せずに働く
	障害者雇用	通常の職場で配慮を受けながら働く 障がい者のための特例子会社で働く
福祉就労	雇成型	就労継続支援事業所 A 型 (利用期間の制限なし)
	非雇成型	就労継続支援事業所 B 型 (利用期間の制限なし) 就労移行支援事業所 (利用期間は2年間。ただし、市町村審査会にて必要性が認められた場合に限り最大1年間の延長可)

【就労に関する相談機関】

名称	所在地	TEL
久喜市障がい者就労支援センター	青毛 753-1 (ふれあいセンター久喜内)	21-3400
埼玉北障害者就業・生活支援センター	青毛 753-1 (ふれあいセンター久喜内)	21-3400
春日部公共職業安定所 (ハローワーク春日部)	春日部市下大増新田 61-3	048-736-7611
久喜市ふるさとハローワーク	下早見 85-3 (久喜市役所 2階)	29-2768
発達障害者就労支援センター ① ジョブセンター川口 ② ジョブセンター草加 ③ ジョブセンター川越 ④ ジョブセンター熊谷	① 川口市西川口 1-6-3 西川口ビル 5階 B号室 ② 草加市氷川町 2101-1 シーバイオビル 3階 ③ 川越市脇田本町 9-1 長谷部ビル 3階 ④ 熊谷市桜木町 1-137 サンライズ桜木・堀口第2ビル 4階・5階	① 048-299-2070 ② 048-929-7600 ③ 049-249-8772 ④ 048-501-8917
埼玉障害者職業センター	さいたま市桜区下大久保 136-1	048-854-3222

発達障害者就労支援センター

・ ジョブセンター川口 <https://www.welbe.co.jp/kawaguchi/>

・ ジョブセンター草加 <https://www.welbe.co.jp/soka/>

・ ジョブセンター川越 <https://www.welbe.co.jp/kawagoe/>

・ ジョブセンター熊谷 <https://job-kumagaya.wixsite.com/mysite>



3 主な福祉制度



* 福祉制度・サービスについてのご相談はこちら

⇒

久喜市役所 障がい者福祉課	TEL 22-1111
菖蒲行政センター 菖蒲福祉係	TEL 85-1111
栗橋行政センター 栗橋福祉係	TEL 53-1111
鷲宮行政センター 鷲宮福祉係	TEL 58-1111

障害者手帳制度

(担当課：障がい者福祉課、各行政センター福祉係)

障害者手帳は、障がいにより生活に困難を感じている人が、相談・助言・療育・サービスを受けやすくするためのものです。また、手帳を取得することで、税金の控除や各種割引、手当等が受けられます。(障がいの程度により内容が異なります)
幼児期等でまだ障がい確定していない場合は、医師の診断書等で療育の必要性が確認できれば、手帳を取得していなくても受けられる福祉サービスがあります。

○精神障害者保健福祉手帳

精神疾患(発達障がいを含む)のために、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方が対象となり、初診日から6カ月を経過していることが必要です。等級は1級から3級があり、1級が一番重い状態です。なお、精神疾患は状態が変化する可能性があるため、2年ごとに更新申請が必要となります。

○療育手帳

知的障がい児・者として判定を受けた方に交付される手帳です。埼玉県の基準による知的障がいとは、概ねIQ 70以下(田中ビネー式知能検査)で、障がいの程度は④~Cの等級に分けられます。等級は、IQや日常生活動作などを総合的に判断して認定されます。また、お子さんの場合、発達に応じて障がいの程度が変化する可能性があるため、18歳未満では、手帳交付の後おおよそ2~5年の間隔で再判定の検査があります。

なお、IQがおおよそ70以上などにより、療育手帳の取得が難しいと判断された発達障がいの方は、精神障害者保健福祉手帳を取得できる可能性があります。

(判定場所)

18歳未満：中央児童相談所

18歳以上：埼玉県総合リハビリテーションセンター(知的障害者更生相談所)



等級	おおよその目安
④(最重度)	概ねIQ20以下
A(重度)	概ねIQ21~35
B(中度)	概ねIQ36~50
C(軽度)	概ねIQ51~70

経済的支援

※条件により受けられない場合もありますので、詳しくは各担当課にご確認ください。

令和6年4月現在

制 度		内 容	担当課
医療費助成制度	高額療養費制度	通院や入院等により月額の治療費が高額となった場合、医療費自己負担の限度額を超えた分が後日の請求で支給されます。	国民健康保険課、各行政センター市民係会社の保険組合
	自立支援医療費制度（精神通院）	毎月の通院治療費（診療・薬・デイケア・訪問看護等）の自己負担が1割となります。（所得に応じて上限額を設定）	
	重度心身障害者医療費制度	初めて手帳を交付された日が65歳未満で、身体障害者手帳1～3級、療育手帳㊸～B、精神障害者保健福祉手帳1級を取得された方に、入院・通院の治療費等が助成されます。ただし、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方で国民健康保険又は社会保険に加入している方の精神科病床への入院に関わる医療費等は助成対象外です。また、65歳以上で身体障害者手帳4級の一部の方、精神障害者保健福祉手帳2級の方で、後期高齢者医療制度の障害認定者は、条件により助成の対象となります。本人の所得状況により支給が受けられない場合があります。	障がい者福祉課 各行政センター福祉係
手当制度	特別児童扶養手当	精神又は身体に一定の障がいのある20歳未満の障がい児を養育している父、母又は養育者に支給されます。（所得制限があります） 支給額：重度障がい児：月額55,350円 中度障がい児：月額36,860円	障がい者福祉課 各行政センター福祉係
	児童扶養手当	ひとり親家庭の父又は母、父や母が一定の障がいの状況にある家庭の養育者、父母に代わる養育者に支給されます。 支給額：子ども1人：月額10,740円～45,500円、第2子：月額5,380円～10,750円が加算、第3子以降：1人につき月額3,230円～6,440円が加算	子育て支援課 各行政センターこども未来係
	障害児福祉手当	重度の障がいにより、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳未満の方（身体障害者手帳1級の一部及び2級の一部の方、療育手帳㊸相当の方、その他それと同程度の状態にある方）に支給されます（所得制限があります）。 支給額：月額15,690円	
	特別障害者手当	重度の障がいにより、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上の方（身体障害者手帳1、2級及び療育手帳㊸程度の障がい重複している、その他それと同程度の状態にある方）に支給されます（所得制限があります）。 支給額：月額28,840円	障がい者福祉課 各行政センター福祉係
	在宅重度心身障害者手当	身体障害者手帳1～3級、療育手帳㊸～B、精神障害者保健福祉手帳1級の方。（市県民税課税者、特別障害者手当、障害児福祉手当又は経過措置による福祉手当受給者、施設入所者は除く） 支給額：月額3,000円（身体障害者手帳3級、療育手帳Bの方） 月額5,000円（上記以外の方）	
年金制度	障害基礎年金（国民年金）	国民年金加入者が一定の障がいの状態になった場合に支給されます。20歳前の障がいは20歳から、20歳以降の障がいはその障害認定日から支給されます。本人の所得状況や保険料の納付要件により支給が受けられない場合があります。 支給額：障害基礎年金1級 年額1,020,000円 障害基礎年金2級 年額816,000円	市民課（総合窓口） 各行政センター市民係 春日部年金事務所
	障害厚生年金	厚生年金の加入期間中に初診日のある病気やケガで障害基礎年金1級又は2級の障がいの状態になった場合、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金（1級～3級まで）が支給されます。納付要件等により支給が受けられない場合があります。	

発達障がいに関わる主なサービス

(担当課：障がい者福祉課、各行政センター福祉係)

種類	サービスの名称	サービス内容	
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	日常生活に支障のある障がい児・者の家庭にヘルパーを派遣し、家事や介護などのサービスを行います。 ○身体介護（食事、排せつ、入浴など） ○家事援助（食事の準備、掃除、洗濯、買い物など） ○通院等介助（身体介護有・身体介護無） ○通院等乗降介助	
	短期入所 (ショートステイ)	家族の病気など一時的に介護が困難になった場合に、短期間、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事などの介護を行います。	
	行動援護	パニックがあるなど行動上著しい困難を有する方に、危険を回避するために必要な援護や外出支援を行います。	
	生活介護	常に介護が必要な方に、昼間、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動等の機会を提供します。	
自立支援給付	訓練等給付	就労移行支援	一般企業等での就労を希望する方を対象に、就労に必要な知識の習得及び能力の向上のために、一定期間必要な訓練を行います。
		就労継続支援 〔A型：雇用型 B型：非雇用型〕	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労に向けた一定の支援を受け、通常の事業所に新たに雇用された方に対して、一定期間、就労の継続を図るために必要な事業主、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行います。	
	自立生活援助	施設入所支援または共同生活援助を受けていた方が、居宅で自立生活を営むうえで、一定期間、定期的な巡回相談や随時通報を受け、相談に応じ必要な情報提供、助言等の援助を行います。	
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。通所型と宿泊型があります。	
	共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある方が共同生活を営む場。日中は就労等の活動場所に出向き、主に夜間に相談、食事、入浴、その他の日常生活上必要な支援を行います。	
	地域相談支援給付	地域移行支援	障害者支援施設等の入所又は精神科病院に入院している精神障がい者に、住居の確保、その他地域生活に移行するための活動に関する相談や支援を行います。(原則6か月間)
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者に、常時連絡体制を確保し、障がい者の特性に起因して生じた緊急の事態等の対応、相談、訪問等の支援を行います。(原則1年間)		
地域生活支援事業	相談支援(※)	障がいのある方やご家族からのあらゆる相談に応じて、各種福祉サービスの利用や権利擁護などについての支援を行います。	
	移動支援	屋外での移動に困難のある障がい児・者の移動を支援します。外出時の移動介護等を行うガイドヘルパーを利用することができます。	
	日中一時支援	心身に障がいのある方を一時的に預かる事業。日中活動の場を提供するとともに家族の就労支援や一時的な休息に利用できます。	
	成年後見制度利用支援	障がいのために判断能力が不十分となり、財産管理や日常生活に困難が出てきた方を支える制度です。後見制度には、成年後見人・保佐人・補助人があります。	

種類	サービスの名称	サービス内容
地域生活支援事業	地域活動 支援センターⅠ型	精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施しています。
	地域活動 支援センターⅡ型	地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施するものです。 なお、利用者負担については費用の1割及び食費の実費負担をさせていただきます。(旧 身体障がい者デイサービス)
	地域活動 支援センターⅢ型	地域の障がい者に対し、通所による創作的活動又は生産活動の支援を実施するものです。(旧 精神障害者小規模作業所)

(※) 相談支援について

下記の指定相談支援事業所に委託して障がい者の相談支援を行います。(令和6年4月現在)

種別	相談支援事業所	所在地	TEL	FAX	委託先
知的 身体	久喜市障がい者生活支援センター きらら	青毛 753-1 ふれあいセンター久喜 2F	26-4866	26-4870	社会福祉法人 啓和会
精神	久喜市障がい者生活支援センター ベルベール	久喜中央 2-4-32 コバヤシビル A 棟 102	25-2755	29-3885	株式会社ハート トカンパニー

【具体的な相談支援内容】

- ① サービスの利用援助：情報提供、相談等
- ② 社会資源を活用するための支援：各種支援施策に関する助言等
- ③ 社会生活力を高めるための支援：健康管理、金銭管理の助言等
- ④ ピアカウンセリング：生活能力習得に対する個別的援助等
- ⑤ 権利擁護のために必要な援助：成年後見制度の活用等
- ⑥ 専門機関の紹介：障がい者のニーズに応じた関係機関への紹介

<その他のサービス>

◆生活サポート（障がい者福祉課、各行政センター福祉係）

障がい児・者とその家族の生活をサポートするために、一時的な送迎・移送・外出援助・預かりなどを行います。

◆福祉なんでも相談（久喜市社会福祉協議会）

社会福祉士等の専門職が福祉全般の相談をお受けします。ご相談は無料です。

TEL 24-0700

◆福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）（久喜市社会福祉協議会、各行政センター内）

定期的に訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れの手伝いをします。

◆くき元気サービス（久喜市社会福祉協議会、各行政センター内）

地域支え合いの仕組みづくりで始まった事業。支援を受ける方と提供する方の互いの条件が合う場合に、掃除・買物などの簡単なお手伝いをします。

支援を受ける側は利用会員、支援を提供する側は協力会員としての登録が必要です。

施設名	所在地	TEL	FAX
久喜市社会福祉協議会	青毛753-1	23-2526	24-1761
久喜市社会福祉協議会菖蒲支所	菖蒲町新堀38	85-8131	85-8808
久喜市社会福祉協議会栗橋支所	間鎌251-1	52-7835	52-7804
久喜市社会福祉協議会鷺宮支所	鷺宮6-1-1	58-9131	58-7200

4 支援ネットワーク



サポート手帳の活用 ～適切な支援を受けるために～

○サポート手帳とは…

「サポート手帳」は、生育歴・相談歴・医療の対応・これまで受けてきた支援・配慮などをまとめ、ご本人の障がい特性を理解してもらうためのファイルです。

各ライフステージ（年齢）を通して一貫した切れ目のない支援を受けられるよう、医療・保健・福祉・教育・就労等の支援を受ける際に、関係機関に情報提供してください。これにより、保護者と支援者がお子さんの特徴を共有できるだけでなく、支援者同士の連携にも役立ちます。

○作成の仕方

基本的には、本人や保護者自身で支援状況を記入します。学校では「教育支援プランA・B」が作成されます。必要に応じて関係機関に記入を依頼してください。また、医療機関での検査結果や診断書類等の大切な情報も一緒に綴じて整理しておくとう便利です。

○サポート手帳の配布場所

担当課	TEL
こども家庭保健課	21-1111
障がい者福祉課	22-1111
菖蒲行政センター-菖蒲福祉係	85-1111
栗橋行政センター-栗橋福祉係	53-1111
鷺宮行政センター-鷺宮福祉係	58-1111
教育委員会	58-1111



仲間をつくる

久喜市内には、障がいのあるお子さんの保護者が集まって、情報交換や勉強会、悩み・心配ごとの相談を行う場があります。もし一人でお悩みでしたら、お子さんへの関わり方や生活におけるさまざまな工夫を共有しながら、一緒に気持ちを分かち合う場を利用してみませんか？ どの活動地域のグループでも参加できます。

グループ名 (主な活動地域)	担当	TEL
たんぽぽキッズ (久喜周辺)	桜井さん	090-6505-7274
タイム親の会 (久喜)	若林さん	23-6002
コアラ (栗橋)	こども家庭保健課	22-1111
スマイルキッズ (鷺宮)	坪井さん	070-5082-3601
発達障害ネットワーク埼玉 (親の会のネットワーク団体)	埼玉県自閉症協会	090-6144-2793
発達障害ネットワーク埼玉 (親の会のネットワーク団体)	NPO法人えじそんくらぶ (入間市)	04-2962-8683
	埼玉親の会「麦」(さいたま市)	080-4125-6020
	発達障害児親の会 ほおきんとう (狭山市)	FAX 04-2956-2158
	よつばくらぶ (所沢市)	E-mail yotsubaclub@hotmail.co.jp



5 相談窓口一覧

【久喜市内の主な公共機関】

名称	TEL	FAX	担当課/内容
久喜市役所	22-1111	22-3319	障がい者福祉課/障がい福祉サービス、障害者手帳 保育幼稚園課/入園相談 こども家庭保健課/発育、発達の遅れ、健康、医療、子育て、親子関係 市民課(総合窓口)/障害基礎年金 国民健康保険課/高額療養費
菖蒲行政センター	85-1111	85-6840	菖蒲福祉係/障がい福祉サービス、障害者手帳 菖蒲こども未来係/発達の遅れ、子育て、親子関係、入園相談 菖蒲市民係(総合窓口)/障害基礎年金、高額療養費
栗橋行政センター	53-1111	52-6027	栗橋福祉係/障がい福祉サービス、障害者手帳 栗橋こども未来係/発達の遅れ、子育て、親子関係、入園相談 栗橋市民係(総合窓口)/障害基礎年金、高額療養費
鷺宮行政センター	58-1111	58-7019	鷺宮福祉係/障がい福祉サービス、障害者手帳 鷺宮こども未来係/発達の遅れ、子育て、親子関係、入園相談 鷺宮市民係(総合窓口)/障害基礎年金、高額療養費
久喜市 教育委員会	58-1111	31-9550	指導課/就学相談、教育相談

☆相談内容から

相談の内容	相談窓口	TEL
障害者総合支援法、障害者手帳、各種サービス・手当など障がいに関する総合的な相談	久喜市役所 障がい者福祉課	22-1111
	各行政センター 福祉係	各行政センター
健康、医療、子どもの発育・発達、子育てに関する相談	こども家庭保健課	22-1111
子どもの発達、子育て支援サービス、子育てに関する相談	久喜市役所 こども家庭保健課 こども家庭センター (家庭児童相談室)	22-1111
	各行政センター こども未来係	各行政センター
保育所等に関する相談	久喜市役所 保育幼稚園課	22-1111
	各行政センター こども未来係	各行政センター
就学・学校生活に関する相談	教育委員会 指導課	58-1111
発達障がいに関する図書	県立久喜図書館	21-2659
	中央図書館	21-0114
	菖蒲図書館	87-1388
	栗橋文化会館図書室	52-2000
	鷲宮図書館	58-1002

【主な関係機関の相談窓口】

相談窓口	相談の内容	TEL
発達障害総合支援センター	発達障がい全般に関する相談(18歳未満)	048-601-5551
埼玉県発達障害者支援センター 「まほろば」	発達障がい全般に関する相談(18歳以上)	049-239-3553
埼玉県中核発達支援センター	発達障がいの診療・療育の拠点	P7 参照
埼玉県立精神保健福祉センター	精神的な病気、引きこもり、飲酒、薬物乱用に関する相談	048-723-3333
幸手保健所	精神保健、母子保健に関する相談	42-1101
中央児童相談所	子どもの療育、児童虐待、児童福祉、知的障がいに関する相談	048-775-4152
久喜市障がい者生活支援センター 「きらら」	障がい児・者の地域生活全般に関する相談(身体・知的障がい)	26-4866
久喜市障がい者生活支援センター 「ベルベール」	障がい児・者の地域生活全般に関する相談(精神障がい)	25-2755
埼玉県立総合教育センター	小・中学校、高校生、18歳以下の子どもに関する相談 (24時間受付)	048-556-6164 <保護者専用> 048-556-0874 <18歳以下子ども専用> 0120-86-3192

相談窓口	相談の内容	TEL
多機能型事業所ジャンプ 児童発達支援センター	障がい児の地域生活全般に関する相談	58-2044
地域子育て支援センター	子育てに関する相談	「久喜市子育てガイドブック」施設一覧のページをご参照ください。
児童家庭支援センター	児童の問題に関する助言指導	埼玉県こども安全課ホームページの施設名簿をご参照ください。
春日部年金事務所	障害年金に関する相談	048-737-7112
春日部公共職業安定所 (ハローワーク春日部)	就労に関する相談	048-736-7611
久喜市ふるさとハローワーク	就労に関する相談	29-2768 (久喜市役所2階)
埼玉障害者職業センター	就労に関する相談	048-854-3222
埼玉県障害者雇用サポートセンター	就労に関する相談	0120-540-271
久喜市障がい者就労支援センター	就労に関する相談	21-3400
埼玉北障害者就業・生活支援センター	就労・生活に関する相談	21-3400
埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター	権利擁護・成年後見制度に関する相談	048-822-1204
法テラス埼玉	弁護士による法律相談	0570-078312 <IP 電話をご利用の方> 050-3383-5375
発達障害ネットワーク埼玉 (親の会のネットワーク団体)	埼玉県自閉症協会	090-6144-2793
	NPO法人えじそんくらぶ(入間市)	04-2962-8683
	埼玉親の会「麦」(さいたま市)	080-4125-6020
	発達障害児親の会 ほおきんとう (狭山市)	FAX 04-2956-2158
	よつばくらぶ(所沢市)	E-mail yotsubaclub@hotmail.co.jp

【発達障がいについて相談できる近隣の医療機関等】

(令和6年4月現在)

診察可能な年齢	医療機関等	TEL
幼児・小学生・中学生	かかりつけの小児科医	—
幼児・小学生・中学生	医療法人 土屋小児病院【小児精神科】(市内)	21-0766 ※事前予約制
幼児・小学生・中学生	東鷲宮病院【小児科 小児専門外来】(市内)	58-2468 ※完全予約制
幼児・小学生・中学生	埼玉県済生会 加須病院【小児科】(加須市)	70-0888 ※紹介予約制
診察可能な年齢	医療機関等	TEL
幼児	埼玉県立小児医療センター (さいたま市)	048-601-2200 ※紹介予約制
幼児・小学生		
幼児・小学生・中学生 ・高校生・18歳以上	獨協医科大学埼玉医療センター (越谷市) [こころの診療科(精神科)] [子どものこころ診療センター(小児科)]	048-965-1111 ※事前予約制
幼児・小学生・中学生 ・高校生	羽生総合病院【小児科】(羽生市)	048-562-3000
18歳未満	社会福祉法人東埼玉 中川の郷療育センター (北葛飾郡松伏町)	048-992-2701 ※事前予約制
18歳未満	社会福祉法人清風会 福祉医療センター 太陽の園 (熊谷市)	0493-39-2851 ※事前予約制
小学生・中学生	埼玉県立精神医療センター (伊奈町) [精神科] [児童思春期精神科]	048-723-1111 ※事前予約制
高校生・18歳以上	医療法人社団ユーアイエメリー会 すずのきメンタルケアクリニック (市内) [精神科] [心療内科]	29-2800 ※事前予約制
中学生・高校生 ・18歳以上	久喜すずのき病院 (市内) 【精神科】【心療内科】	23-6540
18歳以上	医療法人慈光会 東武丸山病院 (幸手市) 【精神科】	42-0710 ※一般的な精神科の診察
高校生・18歳以上	医療法人逍遥会 山口醫院【精神科】(蓮田市)	048-769-8881
高校生・18歳以上	済生会鴻巣病院【精神科】(鴻巣市)	048-596-2221 ※事前予約制

※ 各医療機関の詳細情報や、その他の医療機関の情報は、埼玉県のホームページ「発達障害医療機関リスト」をご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0614/iryokikanrisuto.html>



「世界自閉症啓発デー」について

国連総会（H19.12.18 開催）において、カタール王国王妃の提案により、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」（World Autism Awareness Day）とすることが決議され、全世界の人々に自閉症を理解してもらう取り組みが行われています。



わが国でも、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会が組織され、毎年、4月2日～8日を「発達障がい啓発週間」として、東京タワーや日本各地のランドマークを「癒し」や「希望」を表す青色でライトアップし、世界142か国以上が繋がる青い光のリレー活動を行っています。自閉症をはじめとする発達障がいについて知っていただき、理解していただくことは、発達障がいのある方だけでなく、誰もが幸せに暮らすことができる社会の実現につながるものと考えます。

「世界自閉症啓発デー・日本実行委員会<公式サイト>から」

【政府からの情報】

★<政府広報オンライン>

暮らしに役立つ情報 「特集 発達障害って、なんだろう？」

<https://www.gov-online.go.jp/featured/201104/index.html>



★内閣府 「障害者施策」 <https://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>



★国立障害者リハビリテーションセンター 発達障害情報・支援センター

<http://www.rehab.go.jp/ddis/>



★文部科学省 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 発達障害教育推進センター

<http://cpedd.nise.go.jp/>



★埼玉県 発達障害総合支援センター

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0614/index.html>



★埼玉県 発達障害者支援センター まほろば <https://www.dd-mahoroba.com/>



★埼玉県自閉症協会 <http://as-saitama.com/>



作成／久喜市福祉部障がい者福祉課

〒346-8501 久喜市下早見85-3

電話 0480-22-1111 (代)

FAX 0480-22-3319

E-mail shogaifukushi@city.kuki.lg.jp

令和6年4月1日発行